



「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」 啓発動画コンテスト作品を募集します

若者の消費者トラブル防止と消費生活センター(消費者ホットライン)認知度向上のため、29歳以下の若者を対象に、若者の消費者被害防止のための啓発動画を募集します。

近年、県内の消費生活相談窓口に寄せられる29歳以下の若者からの相談は、全相談件数の約1割と低い割合で推移しており、これは若者の消費者問題への関心が低いことなどが関係しているものと考えています。このため、若者が消費者問題を自分事として考え、参画する機会づくりとして、本県消費者行政では初の試みとして動画を募集し、コンテストを実施するものです。

応募資格

- 県内に在住または通勤、通学している29歳以下(令和6年7月1日時点)の方またはグループ

応募受付期間

- 令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)

応募動画について

- 「若者の消費者トラブルの未然防止」と「消費者ホットラインや消費生活センターの認知度向上」につながる内容にしてください。(作品内に「188」のワードを盛り込んでください。)
- 動画の長さは15秒～60秒以内とします。
- 実写、アニメ、CG等、動画の種類に制限はありません。
- アスペクト比は「16:9」または「9:16」としてください。
- 作成される際の参考として、県職員によるサンプル動画を作成しています。

[募集要項\(PDF\)](#) [募集チラシ\(PDF\)](#)
[サンプル動画\(県職員出演\)](#) ([リンク](#))

表彰等

- 知事賞（1作品）：賞状・副賞（図書カード1万円分）
優秀賞（3作品以内）：賞状・副賞（図書カード5千円分）
佳作（4作品以内）：賞状・副賞（図書カード3千円分）
- 知事賞に選ばれた作品は、SNS広告として使用します。

注意事項

- 応募者または動画出演者に未成年者が含まれる場合は、保護者の同意を得てください。
- 営業活動に関するもの、公序良俗に反するもの、著作権等を侵害するもの等、不適切な作品の応募については、選考対象から除外します。
- その他、著作権等の取扱等については「募集要項」を確認ください。

応募方法および問い合わせ先

しがネット受付サービスの応募フォームよりご応募ください。

〒522-0071 彦根市元町4番1号 滋賀県消費生活センター

電話：0749-27-2234

FAX：0749-23-9030

E-mail：cd30@pref.shiga.lg.jp

県消費生活センターHP <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/index.html>



動画で防ぐ！

若者の消費者トラブル

啓発動画 コンテスト

賞状 &

1 図書カード
1 万円分

知事賞

優秀賞 …3 作品以内

賞状 & 5 千円分図書カード

佳作 …4 作品以内

賞状 & 3 千円分図書カード

きみの動画で減らしましょう。
そなんん知らんやん~(泣)

ってなる人。

消費者ホットライン

いやや

「188」

のワードを盛り込んだ
15~60秒の動画を
大募集！

令和
6年

7 / 1

9 / 30

応募エントリー期間

問合せ先

滋賀県消費生活センター ☎0749-27-2234
〒522-0071 滋賀県彦根市元町 4-1

主催等

主催 滋賀県
協力 成安造形大学



若者の消費者トラブル 啓発動画コンテスト



令和4年から**成人年齢が18歳**に引き下げられ、若者の**消費者被害が増加傾向**にあります。そんな若者の消費者トラブルを防ぎ、**相談窓口**の存在をもっと**多くの人に知ってもらえる**ような啓発動画を募集します！



下記2点を効果的に盛り込んだ動画を募集します！

- 消費者トラブルの未然防止
- 消費者ホットラインや消費生活センターの認知度向上

サンプル動画はこちら！



⚠️ 作品内に消費者ホットライン「**188 (いやや)**」のワードを盛り込むこと

エントリー期間

令和6年7月1日(月)～9月30日(月)

同一作品でなければ、期間中何点でも応募可能！

応募資格

29歳以下(令和6年7月1日時点の年齢)の方で、滋賀県内に在住または通勤・通学している方。
※個人のほか、グループでの応募も可
※応募者が未成年の場合、また、動画出演者に未成年者が含まれる場合は保護者の同意を得ること。

作品要件

消費者被害防止のための若者向け啓発動画
(1) 次の2点を効果的に盛り込んだ内容のもの
①消費者トラブルの未然防止
②消費者ホットラインや消費生活センターの認知度向上
※作品内に「188 (いやや)」のワードを盛り込むこと
(2) 仕様は下記のとおり
【時間】15秒～60秒以内
【映像の種類】実写、アニメ、CG等とし、制限は設けない。
【アスペクト比】「16:9」もしくは「9:16」

審査について

滋賀県が設置する審査委員会において審査を行い、以下のとおり選出を行う。
【知事賞】1作品：賞状・副賞(図書カード1万円分)
【優秀賞】3作品以内：賞状・副賞(図書カード5千円分)
【佳作】4作品以内：賞状・副賞(図書カード3千円分)

結果発表

入賞作品は令和6年12月上旬に滋賀県HP等で発表する。(この際表彰式についてもお知らせ)

応募作品の活用

知事賞に選ばれた作品については、SNS広告に使用する。応募作品(選考対象外の作品は除く)については滋賀県消費生活センター公式SNS、公共施設等のサイネージ、滋賀県消費生活センターが実施する出前講座等でも使用する。

応募方法

しがネット受付サービスの応募フォームに必要事項を記載し、次の2つのいずれかの方法により作品を提出する。
①滋賀県大容量ファイル転送システムにより動画データを送信する。
(しがネット受付サービスにて申請後、滋賀県消費生活センターから代表者あてに送付した大容量ファイル転送システムのURLより動画データを送信する。)
②応募代表者が管理するYouTubeのアカウントに応募動画をアップロードする。
(限定公開にてアップロードした動画の共有URLをしがネット受付サービスに申請し、滋賀県消費生活センターにて動画を確認する。)



◀ 応募はこちらから！
■しがネット受付サービス応募フォーム
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24cd30040101>

滋賀県消費生活センター
〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

☎ 0749-27-2234

✉ cd30@pref.shiga.lg.jp

主催 滋賀県 協力 成安造形大学

「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」啓発動画コンテスト
募集要項

1. 目的

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者の消費者被害が増加傾向にあることから、若者の消費者トラブルを防止し、相談窓口の周知を図るため、県民が主体的に啓発に参画できる場を設けるとともに、動画による効果的な啓発を行うことを目的として、啓発動画を募集する。

2. 主催／協力

主催：滋賀県

協力：成安造形大学

3. 募集内容

消費者被害防止のための若者向け啓発動画

(1) 次の2点を効果的に盛り込んだ内容のもの

①消費者トラブルの未然防止

②消費者ホットラインや消費生活センターの認知度向上

※作品内に「188」のワードを盛り込むこと

(2) 仕様は下記のとおり

【時間】15秒～60秒以内

【ファイル形式】MP4

【映像の種類】実写、アニメ、CG等とし、制限は設けない。

【アスペクト比】「16:9」もしくは「9:16」

※応募作品はオリジナル作品とし、未発表のものに限る。

4. 応募期間

令和6年7月1日（月）～9月30日（月）

5. 応募資格

29才以下（令和6年7月1日時点の年齢）の方で、滋賀県内に在住または通勤・通学している方（個人のほか、グループでの応募も可）

※グループの場合は、代表者が応募資格を満たしていること。

※応募者が未成年の場合、また、動画出演者に未成年者が含まれる場合は、保護者の同意を得ること。（応募された時点で保護者の同意を得ているものとみなします。）

6. 参加費

無料 ※ただし、応募および制作に要する費用は応募者の負担とする。

7. 応募方法

しがネット受付サービスの応募フォームに必要事項を記載し、次の2つのいずれかの方法により作品を提出する

①滋賀県大容量ファイル転送システムにより動画データを送信する

(しがネット受付サービスにて申請後、滋賀県消費生活センターから代表者あてに送付した大容量ファイル転送システムの URL より動画データを送信する。)

②代表者が管理する YouTube のアカウントに応募動画を限定公開でアップロードする。

(限定公開にてアップロードした動画の共有 URL をしがネット受付サービスにて申請し、滋賀県消費生活センターにて動画を確認する。)

8. 応募点数

制限しない。同一作品でなければ何点でも応募可能。

9. 審査

滋賀県が設置する審査委員会において審査を行い、以下のとおり入賞作品の選出を行う。

知事賞（1作品）：賞状・副賞（図書カード1万円分）

優秀賞（3作品以内）：賞状・副賞（図書カード5千円分）

佳作（4作品以内）：賞状・副賞（図書カード3千円分）

※審査方法や過程に関する質問には応じない。

10. 結果発表（および表彰）

入賞作品は令和6年度12月上旬（予定）に滋賀県HP等で発表する。

(併せて表彰式についてもお知らせする。)

※受賞者へは事前に通知する。

11. 応募作品の活用について

知事賞に選ばれた作品については SNS 広告に使用する。

応募作品（選考対象外の作品は除く）については滋賀県消費生活センター公式 SNS、公共施設等のサイネージ、滋賀県消費生活センターが実施する出前講座等でも使用する。

12. 選考対象外となる事項

次の内容に該当または該当するおそれがあると滋賀県が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外する。

ア. 法律等に違反するまたは違反するおそれのあるもの

イ. 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの

ウ. 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの

エ. 企業者商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの

オ. 暴言、卑猥な表現等、公序良俗に反するもの

- カ. 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- キ. 応募内容に不実記載があったもの
- ク. その他、滋賀県が不適切と判断したもの

13. 著作権その他の権利について

- ・ 応募作品の著作権は、応募者に帰属する。ただし、滋賀県および滋賀県が許可した団体は、応募者の許諾を得ることなく、無償で作品をホームページ、YouTube 等の SNS による配信・広告、その他の広報やイベント、PR 等に利用できるものとする。無償での二次利用に承諾できる者のみ、応募すること。
- ・ 応募者は応募動画について著作者人格権を滋賀県に対して行使しないものとする。
- ・ 応募作品の利用にあたり、作品を一部編集（字幕・ナレーション追加、静止画、切り出し等）することがある。

14. 注意事項

- ・ 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、滋賀県は一切責任を負わない。応募者自身の責任で本コンテストへの応募をすること。（第三者に対する権利侵害の例：画像や曲など応募作品への使用について著作権の利用許諾を得ていない。応募作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない。等）
- ・ 応募作品に使用する映像や音楽について著作権処理を行った場合、許諾を得た著作物等とその著作者等の連絡先のリストを応募フォームにて添付すること。

15. その他

- ・ 取得した個人情報は、本コンテストの実施・運営のためにのみ利用する。
- ・ 本コンテストに応募した時点で、本要項のすべての内容に承諾したものとする。